

熊本県有明海区漁業調整委員会

第530回議事録

令和7年（2025年）6月3日開催

第530回熊本県有明海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和7年（2025年）6月3日（火）午前10時から

開催場所 県庁本館5階 審議会室

出席者

（出席委員）橋本孝 西川幸一 廣田義治 木村武志 八塚夏樹 佐小田眞智子
藤森隆美 吉本勢治 浜口多美雄

（欠席委員）小森田智大

（水産振興課）課長補佐 松尾竜生 課長補佐 大塚徹 参事 佐藤陽

（事務局）事務局長（課長補佐） 石動谷篤嗣 主幹 堀田英一 主幹 宗達郎
参事 徳留剛彦 技師 寺嶋卓海

議 事

（1）議題

第1号議案

知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について（諮問）

第2号議案

熊本県資源管理方針の改正について（諮問）

第3号議案

熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「まさば及びごまさば対馬暖流系群」と「ぶり」の知事管理区分に配分する数量について（諮問）

事務局

それでは、定刻になりましたので、ただ今から第530回熊本県有明海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催に当たり事務局から御報告いたします。

本日の委員出席者数は、10名中8名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせて頂きます。

「第530回熊本県有明海区漁業調整委員会次第」という資料を1部と、「漁業法関係法令集」という冊子を1部お配りしております。

過不足等ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、橋本会長お願いします。

議長

それでは、ただ今から第530回熊本県有明海区漁業調整委員会を開会いたします。

議長

議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきまして、本日は浜口委員と佐小田委員にお願いいたします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力をお願いします。

それでは議事に入りたいと思います。

第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」、水産振興課より説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。本日諮詢させていただく知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

熊本県漁業調整規則第11条において、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、漁業種類、漁業時期、操業区域などを内容とした制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。また、同条第3項において公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないと規定されています。

今回諮詢させていただく内容について具体的に説明します。資料2ページから18ページまでに公示を予定している制限措置の案を掲載しておりますが、案の内容及び各漁業の概要について、法令集に添付しているスライドを用いて説明させていただきます。各スライドのタイトルにカッコ書きでスライド番号を付記しております。

まず、法令集の上から1枚目の下段の2番になります。

今回公示を予定している漁業は、新規許可では、大目流し網漁業、くちぞこ刺し網漁業、ばいかご漁業及びその他のご漁業です。許可の有効期間満了に伴う許可は、くちぞこ刺し網漁業及び磯建網漁業です。

最初に新規の許可の大目流し網漁業についてです。法令集の上から2ページ目に漁法、操業区域や隻数を示しています。大目流し網漁業ではスライド3番の図のような漁具を、潮流を横切るように設置し、潮流によって漁具を流して、さわら、まながつお、たい等を漁獲します。周年操業が可能ですが、6月から8月が盛期、主な時期となっています。主な漁場は、有明海の中部等です。操業区域はスライド4で着色している有共第1号共同漁業権漁場内及び有共第21号共同漁業権漁場内で、許可予定の隻数は1隻、船舶の総トン数及び推進機関の

馬力数、漁業を営む者の資格については資料2ページに記載のとおりとなっています。

次に、くちぞこ刺し網漁業についてです。スライド5番に漁法を6番に操業区域や隻数を示しています。くちぞこ刺し網漁業ではスライド5番の図のような漁具を潮流と平行に漁具を海底に固定して設置し、あかしたびらめやくろしたびらめ等を漁獲します。漁業時期は周年となっています。主な漁場は、有明海と不知火海です。操業区域はスライド6で着色している有共第1号共同漁業権漁場内及び有共第21号共同漁業権漁場内で、許可予定の隻数は1隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料3ページに記載のとおりとなっています。

次に、ばいかご漁業についてです。スライド7番に漁法を8番に操業区域や隻数を示しています。ばいかご漁業ではスライド7番の右上の図のような漁具を海底に設置し、ばいがいを漁獲します。漁期は、3月から12月までとなっており、有明海、不知火海で操業されています。操業区域は、スライド8番で着色している有共第1号共同漁業権漁場内及び有共第21号共同漁業権漁場内で、許可予定の隻数は1隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料4ページに記載のとおりとなっています。ばいかご漁業については、以上です。

最後に、その他のかご漁業です。スライド9番に漁法を10番に操業区域や隻数を示しています。その他のかご漁業ではスライド9番の図のようなかごを設置し、漁場によって主たる漁獲物は異なりますが、あなご、がらかぶ、うつぼ等を漁獲します。漁業時期は3月から11月までとなっており、有明海、不知火海、天草海で操業されています。操業区域は、スライド10番で着色している有共第1号共同漁業権漁場内及び有共第21号共同漁業権漁場内で、許可予定の隻数は1隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料5ページに記載のとおりとなっています。その他のかご漁業については、以上です。

以上新規許可の漁業についてご説明しました。

つづきまして、期間満了に伴う2つの漁業についてご説明します。

まず、くちぞこ刺し網漁業についてです。スライド11番に漁法を12番に操業区域や隻数を示しています。漁法及び漁場については、新規の許可の際にご説明させていただきましたので、省略させていただきます。漁業時期につきましては、かに網漁業の有無により、周年もしくは10月から翌年7月までとなっております。制限措置は、資料6ページから17ページに記載していますが、操業区域ごとに設定

しており、単独の共同漁業権漁場が8件、単独と21号共同漁業権漁場との組み合せが22件、そして、複数の共同漁業権漁場と21号共同漁業権漁場との組み合わせが11件となっております。各共同漁業権の位置につきましては、スライド12番で色分けしております。なお、許可予定の隻数は、それぞれ操業区域ごとに異なり、合計で176隻、そのほかの内容は、資料に記載のとおりとなっています。くちぞこ刺し網漁業については以上です。

最後に、磯建網漁業についてです。スライド13番に漁法を14番に操業区域や隻数を示しています。磯建網漁業ではスライド13番のような漁具を海底に固定し、主たる漁獲物は地域によって異なりますが、ちぬ、たい、めばる、ぼら、いせえび等を漁獲します。漁期は、11月から翌年4月までとなっており、有明海、不知火海、天草海で操業されています。操業区域は、スライド14番で着色している有共第19号共同漁業権漁場内及び有共第20号共同漁業権漁場内で、許可予定の隻数は3隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料18ページに記載のとおりとなっています。磯建網漁業については、以上です。

許可の申請期間についてです。スライド15番をご覧ください。新規の許可の申請期間は、大目流し網漁業、その他のかご漁業及びばいかご漁業が令和7年6月13日から令和7年6月20日までとしており、くちぞこ刺し網漁業につきましては、令和7年6月30日から令和7年8月18日までを予定しております。

次に、期間満了に伴う許可の申請期間ですが、くちぞこ刺し網漁業の申請期間は令和7年6月30日から令和7年7月31日まで、磯建網漁業の申請期間は令和7年6月13日から令和7年7月14日までを予定しております。

以上で説明を終わります。御審議のほど宜しくお願ひ致します。

議長

ただ今、水産振興課から第1号議案について説明がありましたが、委員の皆様からご意見ご質問ございませんか。

木村委員

新規の許可ですが、流し網漁業とかごは、次の切り換えは今年の11月30日ということで、8月に許可が出ても3ヶ月間、4ヶ月間ですよね。それでもやりたいということなんでしょうけど、これ新しく漁業に就業された方というような状況でしょうか、4人とも荒尾漁協の方なので、その辺何か新しく就業されたならいいなと思ったんですけど、いかがでしょう。

西川委員

新しく就業した人は1人で、他は許可を持っている。1人だけ新規で

大目流し網漁業と固定式刺し網漁業をとりたいそうです。あの3人は、いろいろな許可を持っています。

木村委員 わかりました。

議長 他にございませんか。

委員 はい

議長 特に無いようですので、第1号議案について、「特に意見なし」と答申してよろしいですか。

委員 はい。

議長 それでは第1号議案については、「特に意見なし」と、答申いたします。

議長 続きまして、第2号議案「熊本県資源管理方針の改正について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課 水産振興課です。

第2号議案 熊本県資源管理方針の改正について諮問させていただきます。着座にて説明させていただきます。

まず、今回の諮問に至る経緯についてご説明いたします。資料20ページをご覧ください。国は改正漁業法に基づき、水産資源の適切な資源管理を行い、資源水準を維持・回復させていくため、科学的な資源評価に基づくTACによる数量管理を進めております。TAC管理を行う魚種は、「特定水産資源」として国の策定する資源管理基本方針及び都道府県が策定する資源管理方針に位置付けられることになりますが、令和7年3月7日、国の策定する資源管理基本方針の改正が官報に掲載され、「ぶり」が新たに特定水産資源として位置付けられました。熊本県においては、同基本方針において7月1日から翌年6月末日までを管理期間とすることが規定されたことから、この度、熊本県資源管理方針においても位置付ける必要があり、諮問させていただくものです。

続いて、諮問内容である熊本県資源管理方針の改正内容についてご説明します。今回の改正点は、先ほどご説明しました、新たに特定水産資源として、「ぶり」を追加するもの、加えて、既存魚種である「まさば・ごまさば」の名称変更による改正です。

まず、「ぶり」の追加についてご説明します。資料は資源管理方針案の全体を掲載しておりますが、このうちぶりが掲載される資料36ページをご覧ください。こちらは、熊本県資源管理方針の改正案のうち、国の作成する記載例に倣って作成しました「ぶり」の記載案であり、知事管理区分の設定や配分基準等について定めております。これまで、ぶりについては国と関係漁業者との協議を踏まえ、本県においては、令和7年7月からステップアップ管理を開始することとされており、本記載案の第5において、ステップアップ管理を行う旨を明示しております。加えて、ぶりについては養殖用種苗となるもじゃこの採捕も行われることとなります。もじゃこについてはぶり養殖関係県の合意に基づく採捕計画の範囲内で管理を行うことを併せて明示しています。

続いて、ステップアップ管理について簡潔にご説明します。資料を戻りまして、21ページをご覧ください。ステップアップ管理とは、通常のTAC管理への移行までのスケジュールを明確にした上で、TAC管理当初は柔軟な運用とし、課題解決を図りながら段階的にTAC管理を進めるものです。資料に記載のとおり、ステップアップ管理は3段階設定され、漁獲報告のみを行うステップ1、TAC数量を試験的に分配するステップ2、採捕停止命令を伴う通常のTAC管理を行うステップ3に分かれており、約3年間を想定しているステップ1から2の期間に、TAC管理に係る課題の解決に向けて十分な進展があった場合に、通常のTAC管理であるステップ3に移行するというものです。なお、本県においてステップアップ管理を行う資源は、本改正により、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、まだい日本海西部・東シナ海系群、ぶりの4資源となります。なお、ぶりは本県資源管理方針の別紙2-3に規定されていた資源ですが、今回の改正により、資料38ページのとおり、削除した旨を明記することとなります。

以上がぶりを特定水産資源として位置付ける改正についてです。続いて、「まさば・ごまさば」の名称変更についてご説明します。資料、31ページをご覧ください。「まさば・ごまさば」については、従来から別紙1-6に位置付けられた特定水産資源ですが、今般、国の資源評価における系群名が変更されたことにより、資源管理上の名称も変更となりました。具体的には、これまで「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」という名称であったものが、「まさば及びごまさば対馬暖流系群」と変更となりました。なお、名称は変更となります。実際の管理手法やスキームには変更が無い旨、補足いたします。

説明は以上になります。

なお、今回の資源管理方針（案）につきまして、国の承認を受ける必要があり、その際に生じた記載事項の軽微な修正や誤字の訂正等について、県に御一任いただきますよう、併せてお願ひいたします。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

藤森委員

もじやこが少ない状況で、たまたま熊本でもじやこが獲れた場合、他が獲れずとも、熊本は TAC がいっぱいになつたら漁獲ができなくなります。これを見れば、他の県の漁獲量の枠を借りて、例えば四国や長崎とかに転売するための量は獲れるのでしょうか。

木村委員

全体的なもじやこの許可枠は、協議会の中で決めてますよね。

事務局

もじやこの全国の養殖関係県で、採捕の枠を決めております。その枠というのは、熊本県としてはかなり大きな枠を持っておりますので、余剰があった場合は採捕できる、という形にはなっております。現状、100万尾程度枠を持って、養殖業者の希望っていうのが、県内の天然で採捕する種苗というのが、大体需要が20万から30万尾程度、あと鹿児島県から買ってきたり、あと中間魚を導入したりして、リスク分散でいろんな方法で、業者さんは種苗を入手されていますので、天然から獲る枠は、今のところ余裕はある状況であります。

藤森委員

今の黒潮の関係で、和歌山にカツオが異常にいる。脂が乗っていない、ちょっと小型サイズのカツオが異常に発生しています。また横浜でクロマグロが異常に発生したというように、どこで何が起こるかわからない状況になっています。逆に、3年前は長崎で、サバがたくさんいたため、他県から枠を借りてきたときに、実際、水産庁が許可したときに、魚はないようなことがあったから、例えば、もじやこの話にしても熊本で獲れるのであれば、他県が獲れなかつたら枠を超えても漁獲できるのかをお聞きしたいです。

木村委員

鹿児島県と融通しあったりするので、話し合いの内容かなとは思います。

藤森委員

そこを柔軟にしてやらないと。対馬暖流と黒潮にいる魚は違うから、獲れるところで獲ってやってお互い枠内で、オーバーしないようにして、水産庁もなるべく枠を融通していくように考えているため、熊本県だけがつちりと枠を決めるのはどうなのかなと思います。その辺は検討しながら、ここで返事は

	無理だろうと思います。今のはもじやこの話だが、横須賀の方では、クロマグロが、獲れ過ぎているため、困っていると聞く。しかし、枠10%上がったのでしょうか。
水産振興課	小型魚で10%、大型魚で50%の増枠という形で聞いております。その中で、県のもともとの採捕数量等に応じて、分配がされるため、県によっては10%以上の増枠がなされていると認識しております。
藤森委員	そのように、徐々に上げていかないといけない。ある程度柔軟にできるようにしてください。
木村委員	おっしゃるように、魚は泳いでいなくなってしまうので、柔軟な対応という、迅速な対応というのはあるかと思いますけど、やっぱりお役所仕事でもありますので。
藤森委員	今、水産庁は柔軟な対応になってきているから、一緒になって頑張っていきたいと思います。今年も鹿児島から牛深にかけて、カタクチイワシが何年ぶりに多く獲れていると聞いています。なので、みんなで応援して少しでも漁獲枠が増えるように頑張りたいと思います。以上です。
議長	他にございませんか。
委員	はい。
議長	それでは、特に無いようですので、第2号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。
委員	はい。
議長	それでは、第2号議案については、特に意見なしと答申します。
議長	続きまして、第3号議案「熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「まさば及びごまさば対馬暖流系群」及び「ぶり」知事管理区分に配分する数量について」水産振興課から説明をお願いします。
水産振興課	水産振興課です。第3号議案 熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「まさば及びごまさば対馬暖流系群」及び「ぶり」の知事管理区分に配分する数量について質問させていただきます。着座にて説明させて

いただきます。

資源管理の流れを簡単に説明します。資料 5 2 ページの図 1 をご覧ください。漁業法に基づく資源管理では、漁業者による漁獲量等の報告や研究機関による様々な調査に基づき、資源量推定や漁業の影響の評価及び将来予測を行います。その後、漁業者や各都道府県等の関係者の意見を聴いた上で、管理の目標や具体的な方針が定められます。これに基づき、国全体の年間の漁獲量の上限、すなわち年間漁獲可能量が設定されます。漁獲量がこの年間漁獲可能量を超えることがないように管理を行っていくものが、TAC 管理と呼ばれるものです。熊本県で漁獲される魚種として、まあじ、まいわし、かたくちいわし、うるめいわし、まさば・ごまさば、するめいか、くろまぐろ、まだいの 8 魚種、及び第 2 号議案で諮問いたしました、ぶりが TAC 管理対象魚種に該当します。

図 2 をご覧ください。TAC 管理では、まず、都道府県ごとに都道府県別漁獲可能量が国から配分されます。これは、各都道府県の漁獲量の上限になります。各都道府県は、配分された都道府県別漁獲可能量をもとに、県内の漁業者が実際に漁獲できる漁獲量を設定します。この量を知事管理漁獲可能量といいます。

知事管理漁獲可能量は、知事が関係海区漁業調整委員会に諮問した上で決定することとなっていますので、今回諮問させていただくものです。資料の 5 3 ページをご覧ください。まず、令和 7 年 7 月 1 日から 6 月 30 日を管理期間とする 2 魚種のうち、「まさば及びごまさば対馬暖流系群」についてご説明します。「まさば及びごまさば対馬暖流系群」の都道府県別漁獲可能量の配分量の通知が水産庁からあり、知事管理区分への配分量を決定する必要があります。熊本県の配分量は「現行水準」、現行水準の場合の目安数量は、397 トンです。都道府県別漁獲可能量は、全体漁獲量の上位 80% を構成する、漁獲量上位の都道府県には数量による配分がなされます。熊本県の漁獲実績は上位 80% には含まれなかつたため、数量ではなく「現行水準」という配分がされました。

配分量が「現行水準」の場合は、熊本県資源管理方針において都道府県別漁獲可能量の全量を知事管理漁獲可能量に配分することとされています。これに従い、令和 7 管理年度における「まさば及びごまさば対馬暖流系群」の知事管理区分への配分量は共に「現行水準」としたいと考えます。

続いて、「ぶり」についてご説明します。資料 5 4 ページをご覧ください。第 2 号議案でも触れましたが、まずは、令和 6 管理年度から導入されたステップアップ管理について改めてご説明します。通常の TAC 魚種では、例えばクロマグロのように採捕できる数量を配分して行いま

すが、新たなTAC魚種については、その管理体制が整うまでは具体的な配分数量の設定や採捕停止等の命令を行わず、TAC管理における課題を整理し、それらを解決する取り組みを行いながら、ステップ1から3まで段階的に順次実施する管理をすることができるステップアップ管理という方法で行われます。具体的には、資料の図に示すとおりです。管理開始当初であるステップ1からステップ2の期間は、漁獲実績の報告は義務化されますが、採捕停止命令は発出されません。また、ステップ1では、都道府県ごとに配分する具体的な数量は設定されませんが、国全体の漁獲可能量の内数として参考となる数量が配分されます。この期間は、漁獲実績の報告確認や情報収集体制の確立が行われます。なお、ステップ1の期間は1年間が想定されています。次のステップ2では、都道府県に対し漁獲可能量の目安数量として試行的な配分が行われます。また、ステップ3に向けて、採捕停止命令等の措置の具体的な内容やタイミング等について事前検討が行われます。なお、ステップ2の期間は2年間が想定されています。国は、資源管理の目標や管理の内容を決めた上で、ステークホルダー会合を開催し、漁業者等関係者の意見を聴き、ステップ1及び2での取組について十分な進展があった場合に、ステップ3に移行することとしています。ステップ3からは通常のTAC管理が行われます。都道府県に対する漁獲可能量の具体的な配分設定や採捕停止命令の措置がなされます。

ステップアップ管理の説明は以上です。それでは、今回の諮問内容である令和7管理年度の「ぶり」の熊本県知事管理区分への配分について説明します。資料55ページをご覧ください。今回、国は①のように、「ぶり」の漁獲可能量を101,000トンと定めました。次に、②ですが、国は本県における「ぶり」の都道府県漁獲可能量を「101,000トンの内数」を配分しました。都道府県への具体的な数量の配分はなく、内数として、系群を国が一括管理することになります。先にご審議いただきました、熊本県資源管理方針では、「ぶり」では、都道府県別漁獲可能量の全量を知事管理漁獲可能量に配分することとしています。以上のことから、本県の「ぶり」における知事管理区分への配分量は③のとおり「101,000トンの内数」として、知事管理漁獲可能量を定めたいと考えています。説明は以上になります。御審議の程よろしくお願ひします。

議長

ただ今、水産振興課から第3号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

藤森委員	漁獲枠の件だけど、中国が、日本の ALPS 処理水の問題があるが、輸入を解禁する形になると思います。そうなったときに、この枠は今までの枠であって、今度、もし自由化になったときに、中国にブリが行くことになると思うが、水産庁はどのように考えているか。国は枠を増やすことになるのでしょうか。
木村委員	枠は天然採捕分であるが、輸出は養殖物が中心となっているため、それに加えて天然物がどういうふうな動きをするのかっていうところは、ちょっとやっぱり流れを見ないとわからないかなと思います。
藤森委員	養殖じゃなくて、養殖は東京から向こうは買わないという、しかし、天然の魚は動くため、漁獲の枠は、増えるのではないかと思います。そういった話は聞いていますか。
水産振興課	はい。水産振興課です。中国の輸出入の話としては、TAC の関係では、話というのは上がっていないと認識しております。ただし、TAC の漁獲可能量の設定につきましては、科学的な資源調査に基づく漁獲可能量という形で定められますので、漁獲シナリオの設定の段階で、各関係業者との議論することになりますので、そこでの議題に挙がる可能性としてはありますけども、そういう流通量が増えるから、というような形でのTAC の増枠っていうのは考えにくいと考えております。
藤森委員	つい先日、牛深の方で、ブリがまき網に入った話は聞いていますか。50トンぐらい揚がったみたいです。特にこの天然のブリについては中国の話であるから、枠を考える際には、アンテナを張ってよろしくお願ひします。以上です。
木村委員	大体今、熊本県で漁獲量は400トンぐらいですかね。
水産振興課	ブリは400トンから500トン程度です。
木村委員	ということはこの10万1000トンの枠の中では、小さいかなというところで余裕もあるのかなというふうには思います。
議長	他にございませんか。
委員	はい。

議長	それでは、特に無いようですので、第3号議案については、「特に意見なし」と答申してよろしいですか。
委員	はい。
議長	ありがとうございます。 それでは、第3号議案については、特に意見なしと答申します。
議長	本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。
藤森委員	調整委員会の日程決めは、どうやって決めているのでしょうか。前もって何日と何日が空いてますよというアンケートをうちは必ず出していると思います。しかし、何回か日程が被って、出席できなかったことがあったと思います。特に、今から免許切替とか、TAC やIQ枠とかいろいろ考えていただけると思いますが、詳しい委員がいない場合、さっと決まってしまったら、先々、漁民が困ることになると思います。アンケートを取るわけだから、なるべくそれに合わせて、今後は、よろしくお願ひいたします。
水産振興課	水産振興課事務局でございます。委員にご指摘いただきましたとおりですね、事前にアンケートをとらせていただきまして、委員の皆様が最大限ご出席いただけるタイミングを見計らってご案内を申し上げているところでございます。各委員さんにおかれまして、不本意な場合もあるかもしれませんけども、今後できるだけそうした議題に従いまして、ご出席いただけるように配慮して参りたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。
藤森委員	委員会は公開で行われ、議題が通れば、調整委員会が通したことになります。我々は漁民を守らないといけない、養殖業者を守らないといけないためやっぱり、言うことは言わせてもらいますが、私がいなかつたときになんて通ったのかと言われることがあります。今後は、そういうことがないように日程決めについてはちゃんと調整していただきたいです。
議長	早めに日程ですね。予定を詰めてください。
議長	事務局から何かございませんか。
事務局	2点ほどご報告ございます。お手元に全漁調連から会報、1年遅れにはなりますけども昨年の総会等の資料が、送ってきましたので、委員の皆様の方へ共有させていただきました。それともう1点でございますけれども、毎年、全

漁調連の方で、各海区からの要望を取りまとめて、各省庁へ要望活動を行つております。その際に、前もって各海区から要望について、ご意見等を徵収するということで、照会がきておりまして、これが8月末ぐらいに回答をということでいただいております。つきましては昨年同様、前回、提出いただきました要望の内容、本年度バージョンの様式に転記したものを委員の皆様方に、修正あるいは追加等ないかということで、まずは照会をさせていただきたいと思います。それを取りまとめた上で、また会長とも相談しながら対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長

他に無いようですので、これで第530回熊本県有明海区漁業調整委員会を閉会します。